平成２８年（フ）第８７号
北海道小樽市住吉町14番３号、前住所北海道小樽市奥沢５丁目１番１号
債務者　成田さつき（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２１７号
仙台市若林区荒町23番地　コーポ中村310
債務者　笹木美智子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
仙台市太白区長町字越路19番地の1393　コープ野村八木山公園壱番館302
債務者　早坂　友宏
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
宮城県白石市福岡長袋字岩崎２番地　Ａ－203
債務者　鈴木てる子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４０号
秋田県にかほ市平沢字前田220番地９
債務者　柿崎　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第４５号
福島県いわき市内郷御厩町１丁目48番地　Ａ棟
債務者　相田　　勝
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１２１号
茨城県筑西市市野辺433番地１　コーメーハイムⅡ202
債務者　松崎　保国
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７９２号
千葉県市川市本行徳23番17号　（グレイッシュ・クサカベ201号）
債務者　富田　美穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０２号
千葉県八千代市村上1918番地51　ラミーユ勝田台ハイライズ・サウスヒル508号
債務者　髙井良奈奈代
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１８号
千葉市花見川区花見川８番３棟104号
債務者　田村　君惠
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１０号
千葉県佐倉市千成２丁目９番７号
債務者　柳沢　　功
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２５６号
石川県かほく市内高松ヤ36番地　石川県立高松病院、住民票上の住所石川県白山市村井東１丁目８番地３　市営村井住宅Ｅ号棟106号室（従前の住所）石川県白山市中成２丁目46番地
債務者　浅江　正義
法定代理人成年後見人　今村　澄晴
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２６号
山梨県北杜市小淵沢町882番地
債務者　中山　朝次
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
長野県安曇野市三郷明盛2003番地１、申立時の住所長野県安曇野市三郷明盛2081番地　オアシスフォーエバー　Ｍ204
債務者　西澤　英司（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５８号
長野県大町市大町849番地９
債務者　平瀬裕美子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２５６号
名古屋市中川区澄池町15番25号
債務者　日紫喜恵子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野276番地７みどりの館101号室、前住所京都府船井郡京丹波町院内市庭13番地30，債務発生時の住所京都府亀岡市大井町土田２丁目１番24―105号
債務者　大西ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係